

政務活動費のあり方の検討事項に係る方向性（案）

事 項	方向性
政務活動費の指針について	
1 議長提出する領収書その他の証拠書類の形式について	
ア サイズはA4・縦判に統一する	議長提出する証拠書類等の写しについて、次のとおり形式を定めることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・サイズはA4・向きは縦判に統一とする。 ・片面印刷とする。 ・縮小コピーは行わないこととする。 （令和4年3月指針改定）
イ 片面印刷とする	
ウ 縮小コピー（例：A3判をA4判に縮小）は行わないこととする	
2 議長提出する書類の枚数の削減について	
同一経費は一定期間分の領収書（レシート）をまとめて1つの支出伝票で充当できることを明記する	同一経費に係る一定期間分の領収書、レシート等は、まとめて一つの支出伝票で充当できることを指針に明記する。 ア 1か月ごとにまとめることができる経費の例 <ul style="list-style-type: none"> ・電車代・バス代 ・タクシー代 ・ガソリン代 ・高速道路料金 ・駐車代 ・事務所の管理運営費等（光熱水費等） イ 3か月ごとにまとめることができる経費の例 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の賃借料 ・事務所に附設する駐車場の賃借料 ・車両のリース代 ・事務機器等のリース代 （令和4年3月指針改定）
3 その他	
政務活動補助職員の雇用手続きを社会保険労務士、公認会計士、税理士などの専門家に依頼する経費（専門家への報酬等）を政務活動費に充当できることを明記する	政務活動補助職員を雇用するための経費であり、内容的に問題ないと考えるため、社会保険労務士等の専門家に依頼する経費に充当することができることを指針に明記する。 （令和4年3月指針改定）